

令和7年度

安城市市民活動補助金 補助対象事業 募集要項

申請期間 ▶ 令和6年9月2日(月)～10月31日(木)

(行政協働型事業 仮申請×切 令和6年9月30日(月))



補助金を使って
市民活動の幅を
広げたい！

でも、
書類作成が大変そう…



地域課題を解決して

安城を

より良くしたい！

私たちでも補助金の申請
できるのかな？？

R6.6.30「補助金・助成金・クラウドファンディング活用説明会」
活用事例発表動画を期間限定(～R6.10.31)で公開中！



令和6年8月
安城市 市民生活部 市民協働課
☎ 0566-71-2218
FAX 0566-72-3741
✉:kyodo@city.anjo.lg.jp

【目 次】

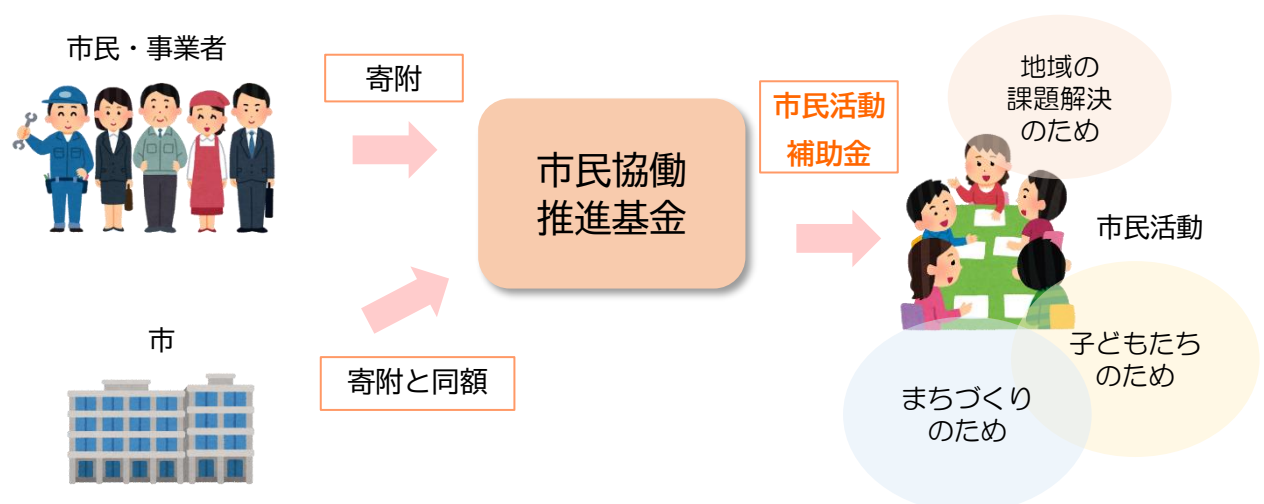
1	申請から報告までの流れ・・・	P. 1
2	概要・・・・・・・・・・・・・	P. 2
3	募集内容・・・・・・・・・・・・・	P. 2
	(1) 補助対象団体	
	(2) 補助対象事業	
4	補助金の交付回数・・・・・・・・	P. 4
5	補助金の額・・・・・・・・・・・・・	P. 4
6	補助対象経費・・・・・・・・・・・・・	P. 4
7	無償労力提供額・・・・・・・・・・・・・	P. 5
8	申請方法・・・・・・・・・・・・・	P. 5
9	申請期間・・・・・・・・・・・・・	P. 6
10	審査方法・・・・・・・・・・・・・	P. 6
11	事業実施期間・・・・・・・・・・・・・	P. 7
12	前払い・・・・・・・・・・・・・	P. 8
13	実績報告及び成果報告会・・・	P. 8
14	Q & A・・・・・・・・・・・・・	P. 9
15	記入例・・・・・・・・・・・・・	P. 12

市民活動補助金の原資

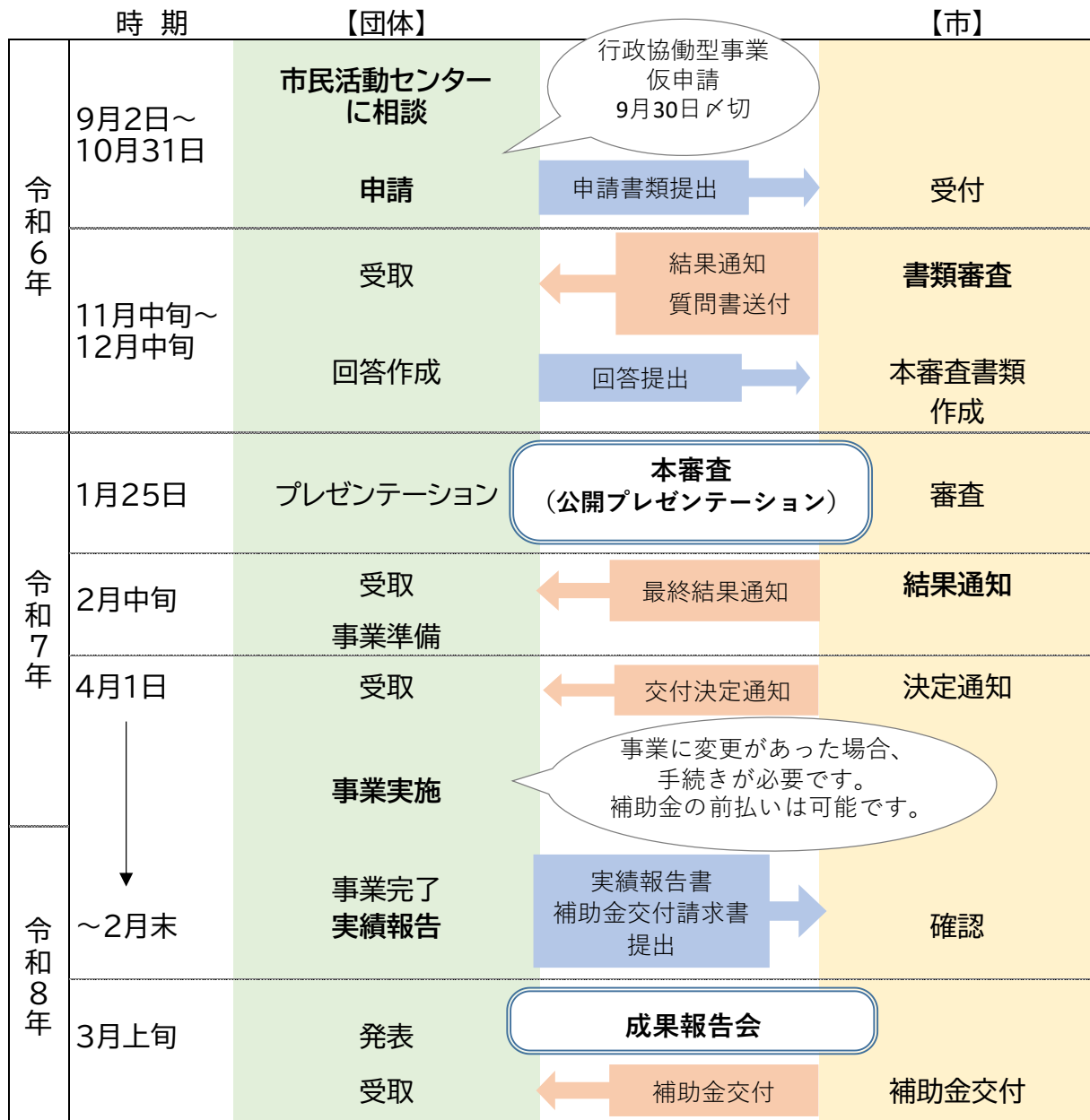
「安城市市民協働推進基金」とは??

市民協働の推進のための総合的な施策を実施するために設置されています。皆様から寄せられた寄附金と、寄附と同額の市から積み立てられた資金を元に運用しています。

市民活動団体が行う、地域課題が抱える諸課題の解決につながる活動を資金面から支援し、市民活動団体の自立と発展及び市民協働の推進を図ることを目的とする「市民活動補助金」の原資となっています。



1 申請から報告までの流れ



※【市民提案型スタート事業】については、11月中旬～12月中旬の結果通知、公開プレゼンテーション及び成果報告会での発表はありませんが、流れは同様です。

2 概要

安城市は、市民協働によるまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながる、幅広い分野の市民活動を支援するため「市民活動補助金」対象事業を公募します。

3 募集内容

(1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

現在未登録であっても、申請期間中に登録が完了すれば対象となります。

ただし、登録には条件(※)があり、審査に1週間程度の時間を要しますので、お早めに安城市民活動センター(安城市民交流センター ☎0566-71-0601)へお問い合わせください。

- ※
- ①構成員が3人以上で、うち少なくとも1人が市内在住
 - ②活動の拠点が市内であること
 - ③活動が公益的であることが規約等に定められていること など

まずは市民活動センターへご相談ください。



(2) 補助対象事業

市民協働によるまちづくりの推進を図るために主体的に企画・実施する公益を有するもの(基本的には市内で実施)。テーマや活動分野の限定はありません。

対象事業	事業内容	補助率	補助金 上限額	上限 回数	難易度 (※3)
市民提案型 スタート事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して自ら実施する事業	3/4	5万円	3回	★
市民提案型事業		3/4	10万円	2回	★★
行政協働型事業	①自由なテーマ(※1) ②市が設定したテーマ(※2) 登録団体が①又は②で提案 して、 <u>市と協働して実施する</u> 事業	3/4	15万円	3回	★★★
協働提案型事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して、複数の団体(登録 団体、町内会、企業等)が協 働して実施する事業	3/4	22.5万円	2回	★★★★

事業内容が、次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・政治、宗教及び営利を目的とするもの
- ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・調査又は研究のみを目的とするもの
- ・補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとする者又は受けたもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

※1 自由なテーマ（行政協働型）

市のさまざまな計画等の施策や取組に当てはまるテーマや、市民のニーズの高いテーマなど、市と協働することで、より社会課題、地域課題を解決できるテーマをご提案ください。

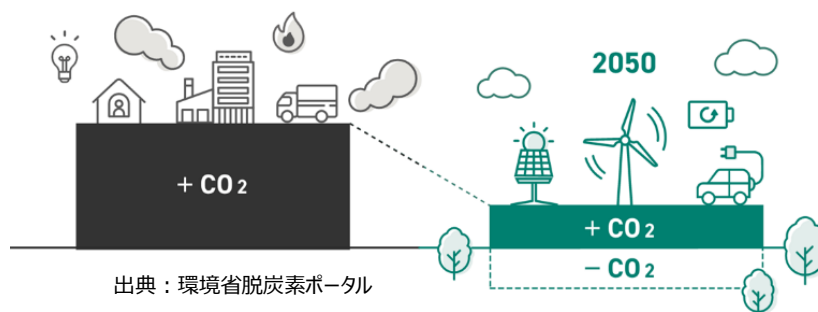
※2 市が設定したテーマ（行政協働型）

<令和7年度>

テーマ	地域の課題解決と共に進めるカーボンニュートラル推進事業
担当課	環境都市推進課
事業概要	2050 年カーボンニュートラルの実現ため、本市も地球温暖化対策を進めています。 カーボンニュートラルの推進にあたっては、市民・事業者・自治体が相互に連携し、地域資源を最大限活用しつつ、地域の課題の解決も図りながら取り組むことが必要と考えます。 そこで、本市の社会・経済の課題を同時解決するとともに温室効果ガス削減等の環境保全効果が見込める事業を行う団体を支援します。
団体への期待	主体的に活動し、地域の課題解決を図りながらカーボンニュートラルを推進する事業の実施

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガス排出量をできるだけ削減し、削減できなかった温室効果ガスを吸収または除去することで実質ゼロにすることです。



※3 難易度

- ★：プレゼンテーションがなく、書類審査のみです。
- ★★：プレゼンテーションが必要です。
- ★★★：プレゼンテーション・行政や他の団体との協働が必要です。

4 補助金の交付回数

(1) 同一の登録団体が申請できる補助対象事業は、1年度につき1事業までです。

※協働提案型事業を申請する場合、申請する代表登録団体以外の構成団体が別に事業の申請をすることはできません。

(2) 過去に申請した同一の登録団体により実施される事業の上限回数は、各事業それぞれ2ページの表のとおりです。

どの補助対象事業から申請しても構いませんが、同じテーマで複数年申請する場合は、難易度が下がらないような申請が必要です。

例) ○1～3年目★、4・5年目★★

○1年目★★、2・3年目★★★

×1年目★★★、2年目★

※過去に市民提案型事業で補助金交付を受けたことがある場合、補助金交付を受けたときと別のテーマによる事業であれば、市民提案型スタート事業を申請することができます。行政協働型及び協働提案型事業への申請については、テーマは問いません。

※行政協働型事業は、過去に行政提示型事業で補助金交付を受けたことがある場合、それを含めて3回までとなります。

5 補助金の額

A:補助対象経費の額 = (補助対象経費の合計額) - (補助対象事業による収入の額)

B:無償労力提供額 = (ボランティアスタッフ延べ提供時間) × 500 円 / 時間



補助率

補助金額 = (A + B) × 3 / 4

※算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てます。

※事業により上限額が異なります。(2ページ参照)

6 補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家（構成団体の構成員又はボランティアである者を除く。）への謝礼
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の家屋にかかる保険料を除く。）、手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※団体又は構成団体の運営に関する経費は、補助対象としません。

※備品代（5万円を超える物品）は対象外です。



7 無償労力提供額

ボランティアスタッフの延べ提供時間数に1時間当たり500円を乗じた金額。
ただし、補助対象経費の3分の1以内とします。

- ・スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、本人に支給することはできません。
- ・労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- ・ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- ・実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが確認した従事確認書を提出してください。



8 申請方法

(1) 相談

申請前に、市民活動センター受付にご相談ください。(相談シートの作成をします。)

(2) 申請書等の提出

提出書類	提出の形式
① 安城市市民活動補助金交付申請書(様式第1)	原本が必要
② 実施計画書(様式第2) ※行政協働型事業の場合は、打合せで決定した担当課と役割分担等を記入	データ可
③ 審査項目ごとの事業説明(実施計画書添付書類)	
④ 収支予算書(様式第3)	
⑤ 安城市民活動センター登録団体証の写し	
⑥ 市民活動センターから交付された相談シート(写し)	

様式は、市公式ウェブサイト・市民協働課・市民交流センターにて配布しています。

(提出先) 安城市役所 市民協働課(本庁舎3階 窓口No.34)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

市公式ウェブサイト▶



行政協働型事業を申請する場合のみ **仮申請が必要です。9/30(月)✕**

提出書類	市が設定したテーマ	団体が提案するテーマ
①安城市市民活動補助金 交付申請書(様式第1)	○ (1ページ目のみ)	○
②実施計画書(様式第2) ※協働を希望する課やその課に 何を実施して欲しいか等を記入	○ (1ページ目のみ)	○
④収支予算書(様式第3)		○
⑥市民活動センターから 交付された相談シート(写し)	○	○

協働が可能であるかどうか、市民協働課が担当課に確認し、後日ご連絡します。

可能である場合：担当課と市民協働課と3者で打合せをします。10月末までに①～⑥すべての書類をご提出ください。

困難である場合：もう一度市民活動センター受付に相談し、市民提案型事業又は協働提案型事業として申請するかどうかをご検討ください。

9 申請期間

令和6年9月2日（月）～10月31日（木）

行政協働型事業を申請する場合 ▶ **仮申請**×切：令和6年9月30日（月）



10 審査方法

審査基準及び採択基準は以下のとおりです。

審査基準：以下の項目について採点を行います。（各5点、総得点25点）

審査項目	審査基準
①公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか、など。
②主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、積極的に協働する姿勢があるか、など。
③実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④独創性・発展性	創意工夫がみられるか、今後の活動につながる取組みはあるか、など。
⑤啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法はどうか、など。

採択基準：

- ①審査員の平均点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ②審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

市民提案型スタート事業

（1）書類審査

事務局にて提出された申請書類を確認した後、上記審査基準に基づき市民協働推進会議委員（審査員）による書類審査を行います。

採択はスタート事業の中で順位をつけて選定します。

- (2) 本審査（公開プレゼンテーションは実施しません。）
市民協働推進会議において採択の決定を行います。
日時：令和7年1月25日（土）
場所：安城市民交流センター 多目的ホール

希望される団体は、
団体PR等を行うことが
できます！
※採択に影響はありません



市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業

(1) 書類審査

提出された申請書類をもとに、事務局による書類審査を行います。

審査項目	審査基準
提出書類	必要な書類はすべて揃っているか
補助対象団体の適否	市民活動センター登録団体であるか
補助対象事業の適否	補助対象事業の要件を満たしているか

※内容により、書類審査で不採択となる場合があります。

(2) 本審査（公開プレゼンテーション）

審査基準に基づき、市民協働推進会議委員（審査員）による審査を行います。
採択は市民提案型・行政協働型・協働提案型事業を合わせて順位をつけて選定します。

日時：令和7年1月25日（土）（時間未定）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

事前準備：発表動画又は発表資料を作成し、提出してください。

動画等のつくり方は、市民活動センターに相談できるよ！



発表方法：プロジェクター等を使用し、5分程度で発表していただきます。

プロジェクターやパソコンは事務局で用意します。

資料を配布したい場合は、審査員用25部、参加者用30部をご用意いただきます。

※申請団体が本審査に参加できない場合、事業の提案がなかったものとなります。

11 事業実施期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月末日



1 2 前払い

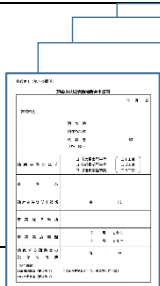
事業実施のために、市長が特に必要と認める場合は、補助金交付決定後に、補助金の全部または一部を前渡しすることができます。

<提出書類>

- ① 前払請求書（様式第4）
- ② 請求に係る内訳書、見積書等

1 3 実績報告及び成果報告会

事業完了後 30 日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を提出してください。

書 類	提出の形式等
① 安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）	原本が必要
② 収支決算書（様式第7）	データ可
③ 収入及び支出の内訳が分かる領収書等	データ可 ②作成の際に用いた集計表（あれば）
④ 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類（様式第8-1又は8-2）	データ可 
⑤ 事業の記録及び成果物の写真	
⑥ 事業実施のために製作した広報啓発物	

市民提案型スタート事業

成果報告会での報告はありません。

市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業

成果報告会での報告

日時：令和8年3月上旬の土曜日

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

内容：プロジェクター等を使用し、5分程度で事業報告をしていただきます。

詳細は未定です。

14 Q&A

提案する団体について	
Q1	団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。
A1	申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です。

提案内容について	
Q2	昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。
A2	同じ企画でも市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業は2回まで申請可能です。ただし、採択されるとは限りません。
Q3	スポーツスクールなどの事業も対象になりますか。
A3	特定の人々(対価を払った者、組織の仲間)を対象に、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。 ただし、事業内容により対象となる場合もあります。
Q4	調査は対象となりますか。
A4	調査又は研究のみを目的としたものは、補助対象事業とはなりません。 ただし、調査したことを成果報告会以外場で発表したり、その調査が社会課題解決のための活動に繋ぐためのものである場合など、補助対象となる場合があります。

申請について	
Q5	申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。
A5	実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。
Q6	市民提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、市民提案型スタート事業に申請できますか。
A6	市民提案型事業で補助金交付を受けたときと違うテーマであれば、スタート事業を3回申請することができます。スタート事業の3回は、同じテーマでも申請できます。
Q7	協働提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、行政協働型事業で申請できますか。
A7	申請できます。 市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業はそれぞれ2回まで申請ができますので、全ての事業を合わせると10回まで申請ができます。

補助金額について	
Q8	2団体が協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。 または、1団体ずつ申請をして同じ事業を一緒に実施してもよいですか。
A8	1事業に対する補助のため、複数の団体に協働をしても補助金の上限金額は変わりません。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

補助対象経費について	
Q9	消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。
A9	原則、補助対象経費となりません。

Q10	協働している団体に、謝礼やチラシ印刷代等を支払うことは可能ですか。
A10	支払うことはできません。 支払う場合は、協働団体から除外してください。
Q11	他団体のイベントに参加する際のイベント参加費は対象経費にあたりますか。
A11	主体的に実施する事業が経費対象となるため、他組織主催の事業に関する経費は補助対象とはなりません。

補助金の交付について	
Q12	採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。
A12	報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額の場合があります。
Q13	事業完了後、申請時より対象経費が増えてしまいましたが、補助金額の増額はありますか。
A13	対象経費が多くなっても、交付決定金額からの増額はありません。
Q14	補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。
A14	速やかに変更申請を行ってください。 万一、補助金交付後に判明した場合、決定取り消しの上、返還していただきます。 ただし、申請事業以外の事業への補助金は問題ありません。
Q15	参加者からの負担金等の事業収入があってもよいですか。 事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。
A15	事業収入があっても構いません。ただし、補助金交付後に剰余金が出た場合は返還していただきます。なお収入分は、補助金から差し引くことになります。
Q16	補助金の前払いは、いつでも受け取ることができますか。
A16	可能です。ただし、必ず支出が見込まれる金額で請求してください。また、無償労力提供額は前払いできません。 収支予算書で積算した補助対象経費合計の4分の3又は交付決定額のどちらか低い額が、前払金の上限額となります。

審査方法について	
Q17	申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、公開プレゼンテーションは無くなり、自動的に採択になりますか。
A17	市民提案型スタート事業以外の事業は、予算の範囲内でも公開プレゼンテーションは必須であり、審査の結果、審査員の平均点が15点未満の場合、不採択となります。

無償労力提供額について	
Q18	無償労力提供額はどのように見積もればよいですか。
A18	事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。

実績報告について	
Q19	全ての支出に対して領収書は必要ですか。
A19	必要です。何を購入した領収書なのかが分かるようにしてください。レシートでも構いません。

Q20	対象経費だけで上限金額を超える場合、無償労力提供の書類は必要ですか。
A20	必要ありません。補助金に加算する場合のみご提出ください。

【申請団体について】

Q21 どのような団体が申請していますか。

A21以下のとおりです。

令和6年度

団体名	申請事業区分	事業名	申請額（円）
井杭山卓ボラ会	市民提案型 スタート事業	井杭山公民館 卓球台無料開放事業	50,000
みんなのいずみ食堂	市民提案型 スタート事業	みんなのいずみ食堂	50,000
西三河野生生物研究会	市民提案型 スタート事業	「ライトトラップで知ろう 身近な自然」2024	12,000
ザ・プレチャーズ	市民提案型事業	街かどフリーライブ及び 各所訪問出前コンサート	100,000

地域課題の解決のために
市民活動補助金をご利用ください。
ご応募をお待ちしています♪



1 4 記入例

様式第 1 （第 7 条関係）

記入例

安城市市民活動補助金交付申請書

令和〇〇年 10 月 〇〇 日	
安城市長	代表者の手書きではない場合、 押印が必要です
所 在 地	安城市桜町 18 番 23 号
団体の名称	〇〇〇の会
代 表 者	会長 安城 太郎 (※)
(役 職)	
(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。	
補 助 事 業 の 区 分	市民提案型スタート事業（1 回目・2 回目・3 回目） 市民提案型事業（1 回目・2 回目） 行政協働型事業（1 回目・2 回目・3 回目） 協働提案型事業（1 回目・2 回目）
事 業 名	〇〇〇〇〇事業
補 助 金 交 付 申 請 額	金 225, 000 円
事 業 施 行 場 所	アンフォーレ
事 業 実 施 期 間	事業実施年度の 2 月末日まで 令和〇年 〇月 〇〇 日から 令和△年 〇月 〇〇 日まで
類 似 す る 補 助 金 の 受 領 の 有 無	有 ・ 無
(添付書類) ☐ 実施計画書（様式第 2） ☐ 安城市民活動センター ☐ 収支予算書（様式第 3）	

「有」の場合
補助金を受けられません

様式第2（第7条関係）

実施計画書

1 申請団体の概要

団 体 名	〇〇〇の会		
代 表 者 氏 名	安城 太郎		
団 体 連 絡 先 (申請担当者)	氏 名	安城 花子	
	住 所	〒446-8501 安城市桜町18番23号	
	連絡先	Tel : 0566-71-2218	
		Fax : 0566-72-3741	
	e-mail : kyodo@city.anjo.lg.jp		
設 立 年 月 日	平成〇年 〇月〇〇日	構成員数	15人
活動の目的・目標 ※何を目指して活動しているのかを簡潔に記入	本会は男女共同参画を推進するために設立された。 広く男女共同参画を啓発し、誰もが自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方ができる社会の実現を目指す。		
活 動 の 内 容 ・ 活 動 実 績 ※具体的に記入	男女共同参画を広く知ってもらうために、啓発活動を行う。 ・イベント開催(年1回) ・セミナー(年2回)		

2 申請事業概要

事 業 名	〇〇〇〇〇事業	
協働団体 ※行政協働型事業・ 協働提案型事業の 場合に記入	団 体 名	代表者名
	◇◇◇会	碧海 桜子

解決したい地域課題・事業の対象者・
解決策を必ず記入

事業の目的 ※・解決したい地域課題 ・事業の対象者 ・解決策 を記入	ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスといった、男女差別や無意識の差別があることや、LGBTなどの性的少数者の方についてなどを、老若男女問わず多くの方にイベントや啓発誌で知ってもらい、人権を尊重し、多様性を認め合え、誰でも豊かな生活が送れる社会に近づけていくことを目的とする 参加人数等の事業規模、 参加者負担に関する考え方を記入		
事業の内容・特徴 他団体と協働で実施する場合は、必ず協働でのメリットを記入	・〇〇イベントの実施 時期：〇年 10 月頃/場所：アンフォーレ/参加者：100 人程度 LGBT 当事者や大学教授など複数の講師を招き、パネルディスカッションや質疑応答の時間を設け、参加者の理解をより深めてもらう。配布する資料分の金額のみ参加者に負担してもらう。 ・啓発誌の発行 時期：〇年 10 月頃/イベント当日/200 部配布 10～11 月頃/町内会・公民館/800 部配布(持込・郵送) LGBT の説明やどのような差別があるか具体的な事例などを載せ、小学生でも分かる内容のものにする ・〇〇〇の会は毎年イベントを行っているのでイベント運営のノウハウがあり、啓発誌作成は◇◇◇会の得意とする分野であるため、各団体で分担して行う。チラシ配布や参加者募集、開催準備などは協働で実施することにより効率よくできる。 配布方法を記入		
事業計画	時期 4～6 月 7～8 月 9 月 10 月 11 月	内 容 イベント 内容検討・講師依頼 (主担当：〇〇〇の会) 啓発誌 掲載内容検討 (主担当：◇◇◇会) イベント 内容決定・チラシ作成 啓発誌 内容決定・情報収集等 イベント チラシ配布・参加者募集 啓発誌 原稿作成・印刷発注 イベント 開催 啓発誌 配布 実績報告書 作成	場所 アンフォーレ・ 交流センター・ 町内会等 アンフォーレ 他団体と協働で実施する場合は、必ずそれぞれの役割分担を記入
事業の実施により期待される効果	複数の講師を招き、いろいろな立場からの話を聞くこと、また、チラシや啓発誌を多くの人に配布することで、イベント参加者や啓発誌読者など多くの方に、男女差別や無意識の差別があることや、LGBTなどの性的少数者の方についてなど、男女共同参画に関する理解を深めることができ、男女共同参画社会の実現に近づける。		

審査項目ごとの事業説明

記入例

団体名	〇〇〇の会	いずれかの審査項目の事業説明の中で、具体的な数値（この事業を行うことで、こういった〇人の方を〇人に減らしたい など）をできる限り記入してください。
事業名	〇〇〇〇〇事	

審査項目	審査基準	事業説明
公共性 公益性	・まちづくりや地域へ貢献できるものであるか ・趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないかなど	全ての方が対象であり、人権の尊重、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた、地域、社会に貢献できる事業である。 第5次安城市男女共同参画プランの成果指標である「家庭生活において男女平等と考える市民の割合(市民アンケート調査)(R4 27.3%)を増加させることに貢献する。
主体性 積極性	・自主的に企画・運営・実施するものであるか ・積極的に協働する姿勢があるかなど	イベントは当団体が主に企画・運営し、実施は協働で行う。啓発誌は主に協働団体が作成し、配布等は協働で行う。 チラシや啓発誌の配布は、自分たちで町内会や公民館に持込んで啓発していく。
実現性 計画性	・事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか ・事業遂行が実現可能なものであるかなど	4月から週に1回打合わせをし、7月末頃には内容等を決定し、10月にイベント開催・啓発誌発行と、時間的には十分な計画であり、会場に観客を入れてできない場合は、オンラインでの開催も検討している。
独創性 発展性	・創意工夫がみられるか ・今後の活動につながる取組みはあるかなど	複数の講師を招いてディスカッションしてもらうこと、イベント開催と併せて啓発誌を配布することで、市民の方により理解を深めてもらうことができる。また、イベント後にアンケートを実施することにより、男女共同参画の意識の変化を確認し、今後の活動に活かしていく。
啓発性 PR性	・市民への発信力はあるか、 ・実施に当たってのPR方法はどうか など	チラシや啓発誌の配布は、自分たちで、多くの町内会や公民館に持込んで啓発し、また、SNSも活用してPRしていく。

団体名	〇〇〇の会
事業名	〇〇〇〇〇事業

【収入】

項 目		金 額	内訳・備考
安城市市民活動補助金 ①		225,000 円	=⑮
事業による収入	参加者負担金	10,000 円	参加者100人×100円
	寄附金・協賛金	円	
	計 ②	10,000 円	
その他収入 ③		51,500 円	会費（団体運営費）
合 計 ④		286,500 円	=①+②+③（=⑦支出の合計）

【支出】

項 目		金 額	内訳・備考
補助対象経費	報償費	90,000 円	外部講師謝礼（30,000円×3名）
	旅費	20,000 円	スタッフ・講師交通費
	需用費	16,500 円	チラシ印刷代（50円×300枚×税）
		110,000 円	啓発誌印刷代（100円×1,000冊×税）
	役務費	7,000 円	チラシ・啓発誌郵送料（140円×50か所）
		1,000 円	ボランティア保険加入
	使用料及び賃借料	30,000 円	アンフォーレ ホール等使用料
	その他の経費	円	
計 ⑤		274,500 円	
対象外経費	報償費	10,000 円	講師謝礼（団体会員）
	需用費	2,000 円	打合せ時の飲食代
	計 ⑥	12,000 円	
合 計 ⑦		286,500 円	=⑤+⑥（=④収入の合計）

【無償労力提供】

項 目	提供時間	内訳・備考
啓発誌作成	60 時間 分	3時間×4人×5日
△月△日当日運営	80 時間 分	8時間×10人
	時間 分	
延べ提供時間 ⑧	140 時間	※60分未満切り捨て
延べ無償労力提供額 ⑨	70,000 円	=⑧×500円
無償労力提供額 上限額 ⑩	88,166 円	（補助対象経費－事業収入）の1/3 =（⑤－②）×1/3（1円未満切り捨て）
⑨と⑩のどちらか低い額 ⑪	70,000 円	

【補助金額】

市民活動補助金 上限額 ⑫	225,000 円	
補助対象経費＋無償労力提供額 ⑬	334,500 円	補助対象経費＋無償労力提供額－事業収入 =（⑤＋⑪－②）
（補助対象経費＋無償労力提供額）の3/4 ⑭	250,000 円	=⑬×3/4（1,000円未満切り捨て）
⑫と⑭のどちらか低い額 ⑮	225,000 円	→①（収入 市民活動補助金）